

手数料条例の一部を改正する条例や 令和5年度補正予算など議案等33件を審議

令和5年第4回定例会は11月24日に開会し、12月14日までの21日間の日程で開かれました。今定例会では、市長から29件、議員から3件の議案が提出されました。また、請願1件の提出があり、それぞれ審議を行いました。これらの議案についての審議結果は、3ページの表のとおりです。



廃止

農業総合センター条例

公共施設適正配置計画に基づき施設を廃止するため、関係する条例を廃止するものです。

- Q「避難所として残してほしい」というパブリックコメントが出ていたが、その対応は。
- A ハザードマップ上、水没する地域になるため、埼玉県農林公園を避難所として開設できるように協定を結び、対応している。
- Q 跡地の活用について方向性を示すべきでは。
- A 隣接する農業者トレーニングセンターは当面の間、存続という結論になった。跡地の活用については、今後検討していく。
- Q 検討していく中で、地域住民の意見をよく聞いていただきたいが、いかがか。
- A 自治会代表や社会教育委員等で組織される検討委員会で議論し、パブリックコメントを実施しているが、情報を収集しながら検討していきたい。

請願の審議結果

▼請願第1号（採択）
「発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書」の提出を求める請願書
深谷市民間保育協議会会長 河田 増子

賛成討論

発達障害というものを、社会の中に浸透させていくのが一番いいことだと思う。その観点から、「疑い」というところに関わる保育の手間をより厚くするべきだと思うので、この意見書は提出するべきである。

人事案件

人権擁護委員 笠原 久枝
埼玉県都市ホートレース企業団議会議員 茂木 一郎

議案等の審議結果

12月定例会に提出された議案と審議結果は次のとおりです。

◆市長提案

議案番号	件名	審議結果
第65号	深谷市手数料条例の一部を改正する条例	可決
第66号	深谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決
第67号	深谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	可決
第68号	深谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例	可決
第69号	深谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決
第70号	深谷市農業総合センター条例を廃止する条例	可決
第71号	深谷市川本農機センター条例を廃止する条例	可決
第72号	深谷市農村婦人の家条例を廃止する条例	可決
第73号	深谷市農村公園条例の一部を改正する条例	可決
第74号	深谷市都市公園条例の一部を改正する条例	可決
第75号	深谷市総合支所設置条例の一部を改正する条例	可決
第76号	深谷市深谷テラスパーク条例の一部を改正する条例	可決
第77号	深谷市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例	可決
第78号	深谷市営グラウンド条例の一部を改正する条例	可決

議案番号	件名	審議結果
第79号	財産の処分について	可決
第80号	指定管理者の指定について	可決
第81号	市道路線の廃止について	可決
第82号	市道路線の認定について	可決
第83号	令和5年度深谷市一般会計補正予算(第7号)	可決
第84号	令和5年度深谷市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決
第85号	令和5年度深谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決
第86号	令和5年度深谷市水道事業会計補正予算(第1号)	可決
第87号	深谷市市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	可決
第88号	深谷市会計年度任用職員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第89号	深谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第90号	令和5年度深谷市一般会計補正予算(第8号)	可決
第91号	令和5年度深谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	可決
第92号	令和5年度深谷市国済寺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	可決
第93号	令和5年度深谷市一般会計補正予算(第9号)	可決

◆議員提案

議案番号	件名	審議結果
第2号	深谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決
第3号	深谷市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例	可決
第4号	発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書	可決

◆請願

請願番号	件名	審議結果
第1号	「発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書」の提出を求める請願書	採択

全会一致とならなかった提出案件審議結果と各議員の賛否一覧

【○：賛成、×：反対】

議案等	会派名																審議結果										
	深谷同志会											深和会	公明党	日本共産	元氣会	林のり		繁									
議員名	田島	岡	柿	福	今	湯	八	清	角	富	茂	永	高	坂	繫	五	佐	鈴	山	加	小	村	繁	小			
	秀	仁	祐	秀	一	本	須	水	田	田	木	田	田	本	由	間	久	三	出	藤	林	川	泉	泉	誠		
国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
指定管理者の指定について (各生涯学習センター・公民館、誠之堂・清風亭)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※議長は可否同数のみ採決に参加します。

改正

国民健康保険条例

令和6年度国民健康保険税の保険税率等の改正及び産前産後期間相当分の国民健康保険税軽減制度の創設に伴う条例改正です。

Q 国民健康保険の加入状況は。

A 令和4年度の加入世帯は1万9,607世帯で、全体の約90パーセントが被保険者1人または2人の世帯である。

Q 税率改正の影響は、どの程度か。

A 税率改正により、国保加入世帯の約80パーセント、1万5,944世帯で平均5,500円程度の増額を見込んでいる。

Q 産前産後期間相当分の国民健康保険税の軽減とは。

A 令和5年5月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、創設された産前産後期間相当分の国保税軽減制度を本市においても導入する。軽減対象は、出産する予定、または出産した被保険者で、出産予定日、または出産日が属する月の前月から4か月間分、双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日、または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国保税の所得割額及び均等割額を軽減する。

反対討論

法定軽減や産前産後の軽減はあるが、それに該当しない方は、国民健康保険税が現在でも高い。今回は令和6年度の引上げだが、7年度も引上げ予定になっている。経済的に諸物価が上がって大変な状況の中で、国保税の引上げに賛成しかねるため、条例改正には反対である。

鈴木 三男

指定

公民館等の指定管理

各生涯学習センター・公民館及び誠之堂・清風亭の管理に関し、指定管理者を指定するものです。

Q 公民館における管理業務基準書では、人員配置の具体的な人数が明記されていない。公民館長と職員2名の配置もあり得る様な内容だが、なぜこのように記載したのか。

A 公民館の人事で法定されているのは館長のみで、他の職員の配置については指定管理者の裁量の範囲としている。管理業務基準書には参考として現在の人員配置を記載し、自治会長会議での意見等を踏まえ地域振興財団と協議し、「業務が安定するまでの間は現在の職員体制を継続する。安定後は、協議をしながらローテーションなどの流動的な職員配置を考えていく。」との回答をいただいている。

Q 業務が安定した後は協議をして、流動的な人員配置もあり得ることだが、その際は市にも協議がされるのか。

A 人員配置については、年度協定書を結ぶ段階で地域振興財団と協議をしていく。また、毎年度、適正に業務が行われているかモニタリング調査を行い、職員体制についても問題がないか確認しながら検討あるいは提案をしていただく。

反対討論

業務が安定した後は職員の減もあり得る。それは公民館で働く職員の過重負担や市民サービスの低下につながるので反対である。

鈴木 三男